

札幌市公文書館講演会

講 演 録

日 時：平成29年11月11日（土）午後2時開会
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

はじめに

当日のレジュメ

皆さんに配った資料は、1枚目がレジュメで、これが話の筋立てになります。

その紙の右側に①から⑱まであります。実際には150ぐらいの資料を見て、その中から30ぐらいの資料に絞って、それを17に分けています。

島義勇は、出身地の佐賀では、その業績がよく知られていないようです

が、北海道、特に札幌では、僕と同じ世代以上の人たちは小学校で習っているだろうと思います。しかしその後、いつからか教えなくなって、最近では、教えられる人がほとんどいなくなったために、小学校でも教えていないようです。最近では、アイヌの人たちのことや大友堀のことを教えているだけで、まちづくりの最初にかかわった島義勇のことを余り教えなくなってきているようです。

しかし、島判官だけを取り扱っているわけではないのですが、札幌の歴史を扱っていく中では島判官が必ず出てきていますし、学術的な市町村史の類いや北海道の昔話のような本にも載っています。

この講演で最初に目指したのは、それらを集大成して日付とかを見比べながら、訂正すべきところは訂正して、史料から見て正しいことを皆さんにお伝えできたらいいなと思ったのですが、余りにも資料が多くていちいち書籍名を提示するのは、途中で破綻しました。

そのため、島判官が行った当初の政策や事業に絞って、比較的信用のできる史料を中心に、島判官がどんなことをしたか、その影響はどんなことかということを、話していこうと思います。

きょう、歴史の小話風を期待して来られた方は、資料が多過ぎて嫌気をさすこともあるかもしれませんが、我慢してください。史料がきちんとあるということは、これが正しい見方だよと言えるということでもあります。そのことを知っておいていただくと、この昔に出ていた本は変だ、榎本と言っていたことと合わないということがわかってくると思います。だからといって、榎本の言ったことが全て真実かということ、今ある史料群の中で考えたらこういうことだということ、感じ、考えていただければと思います。

1、東京から札幌へ

| 札幌での島判官 | | 2017年11月11日 札幌市公文書館榎本洋介 |
|------------------------------------|--|----------------------------|
| 1、東京から札幌へ | | |
| 10月12日 銭函着 | | ① |
| 同行者 | | ②③④ |
| 石狩（札幌の周辺）の状況 | | ⑤⑥⑦ |
| 2、豊平開墾 | | |
| 豊平開墾とは？ | | ⑧⑨⑩ |
| 豊平開墾の起こした問題 | | ⑪ |
| なぜ途中で終わったか？ | | ⑫ |
| 開拓使の模様替え 江差海關所や岩内石炭山などへ派遣 | | |
| 3、島判官はどこから見晴らしたか？ —本府建設地と社地建設地の選定— | | |
| 本府地選定をしたのは、何時、誰が？ | | ⑬⑭⑮ |
| コタンベツはどこ？ | | |
| 神社地を選定したのは、何時、誰が？ | | ⑯⑰ |

島判官のことは、大半の方はご存じだろうと思います。実は、北海道では記念事業として、開道100年とか150年と言います。内陸のまちですと、開基100年や開基120年など開基何年という言い方をします。旭川あたりは開基130年近くなっていると思います。しかし、その言葉を使うと、何故開拓から始めるのだ、その前にアイヌの人たちが住んでいたではないかという批判を受けます。実は、開道100年というのは昭和43年にしたのですが、そのときもアイヌの人たちや心ある歴史研究者が、「開道」という言葉は、アイヌの人たちの歴史が含まれていなくて、おかしいということで批判していました。

今回も開道150年という言葉を使うのかと思っていたら、起点の日付を北海道と名前をつけた8月15日ではなく松浦武四郎が提案した日から150年という換算をしたようです。それに対して札幌は、7、80年くらいから「創建」という言葉を使っています。開き始めではなくて、つくり始めなのです。つくり始めというと、物理的に街づくりとか都市建設という意味になってきます。そういう意味では、アイヌの人たちからは批判を受けにくい言葉を遣っているようです。

1869年が最初の年ですから、2019年が150周年となると思うのですが、北海道は150年記念を2018年にやろうとしております。それは、政府が明治150年の記念事業をするので、ほかの地域もそれに合わせるようにということで、1年前倒しで2018年に北海道150年の記念事業をすることになったようです。昔の年令の数え方にあった数え歳と満年齢との差で、数え歳のほうでやるということです。不思議なのは、北海道の場合は、初めてそういうイベントをやったのが開道50年記念のときです。数え歳の50年目でした。私がよく見るのは町内会や学校が出来てから10周年や開校10周年というように、満年齢の周年事業としてやっているものです。札幌の創建150周年は2019年です。

札幌の創建をスタートさせたのが島義勇ということで、最近それらの記念事業がいろいろなところで取り上げられることになったようです。私も『新札幌市史』の編さんで都市建設・整備を取り扱い、島判官がやったことを調べているうちに、本を書いたり、漫画の監修を頼まれたりというようになってしまいました。決して島判官そのもののことを調べているわけではありません。

その島義勇が、いつ石狩・札幌へ来たかというところから資料を見ていこうと思います。

島義勇が最初に石狩辺に来たのは幕末の安政4年です。明治維新の政権交代より11年前になります。そのとき島義勇は、鍋島直正の命令によって、蝦夷地（北海道）の様子を調べに来ました。箱館がペリーの影響で外国に向けて開港して貿易港になるので、佐賀の産物が売れるかという調査もしたようです。その後、実際に札幌に深くかかわるために札幌に来たのが明治2年になります。

資料①を見てください。

島判官は、最初は銭函へ来て、その後に札幌に来るのですが、函館に開拓使の長官がいるので、こちらから長官へ状況を知らせたり、自分の政策はこうしたいということを知らせたりします。それに加えて、開拓使の出張所が東京にもあります。そこにいる東京詰の

人たちにも手紙を書いて、こんな政策をしているという報告などをします。

その一つに10月23日付松浦判官と岩村権判官宛の書簡があります。松浦判官は松浦武四郎のことで、岩村権判官は岩村定高という佐賀藩出身の人です。いわゆる北海道にかかわりのある岩村通俊のほうではありません。開拓使の初期は、岩村判官と岩村権判官と岩村姓の人が2人いたのです。その人たち宛てに手紙を書いて状況を知らせている部分です。

二重線を引いてあるところが、ちょうど札幌へ来るときの旅程を書いてあるものです。「先月二十日東京出立海路無滞同二十五日函館表へ着船諸般手配ノ上本月朔日同所

史料①

資料

①明治2年10月23日付松浦判官岩村権判官宛島従四位書簡
以書状致啓上候然ハ先月廿日東京出立海路無滞同廿五日函館表へ着船諸般手配ノ上
本月朔日同所出立同十二日錢箱表へ到着兼テ伺済ノ通り札幌辺へ官舎并役邸等取建
開拓ノ御基礎早速相立候心得ニ御坐候得共… (『開拓使公文録』道文05482)

明治2年10月29日岩倉具視宛島義勇書簡
(前略) 私儀先月廿日御地出立海路無滞同廿五日函館表江着船諸般手配之上本月朔
日同所出立同十二日錢箱表江到着兼而伺済之通 (史籍協会叢書『岩倉具視関係文書』四)

出立同十二日錢箱表へ到着」と手紙に書いています。東京を9月20日に出発したと書いてあります。これは、東久世長官や岩村通俊などとともに関東を出発します。その人たちの伝記などを見ると、もしかすると21日出立と書いてあるかもしれません。東京を20日に出発し、21日に品川を出帆したと、詳しく書いている人もいます。島判官や東久世長官たちも21日に品川海を出帆しています。その後25日に函館へ着いて、いろいろ手配した後、恐らく札幌へ行くための物資の手配などをしたのでしょう。10月1日に函館を出発して、主に陸路で函館まで来ます。函館到着が10月12日です。

それ以降、彼は仕事を始めていきますが、それは少しずつ順番にお話をしていこうと思います。さらに札幌へ来た目的を書いてあります。「兼テ伺済ノ通り札幌辺へ官舎并役邸等取建開拓ノ御基礎早速相立候心得」、以前に伺っていたとおり札幌へ官舎・役邸などを建設して開拓の基礎をつくるという目的が述べられています。

島判官は、この目的で来たということですが、通常、これを読むと、まずいのではないかという感じになります。なぜかという、島判官が札幌へ来て始めたのは、開拓の基礎づくりというより、開拓そのものを始めてしまったからです。街づくりを開始して、官舎・役邸をつくるというのは基礎事業で、それは始めます。ところが、それ以外に役所の開設もし、移民の募集をすすめ、田畑切り起こし人夫の派遣指令をします。そうすると微妙な評価となります。どちらも次春到着となるので、春以降の本格的開拓のための準備ともいえます。目的は、開拓の基礎をつくるためということで、この基礎がどこまでの範囲かということにもなると思いますが、とりあえず彼は言葉でこう言っていました。

松浦と岩村は開拓使内部の人ですが、実はこの1週間後の10月29日に岩倉具視へ手紙を送っています。当時、島義勇も政府の高官ですので、政府の高官たちはいろいろな意味の交流を結んでいます。このとき岩倉は大納言でしたが、政府の最高幹部の一人に状況を報告した手紙です。これは、『岩倉具視関係文書』という岩倉具視とやりとりがあった人々の書簡や関係書類などを綴った資料集に載っているものです。内容は先ほどの手紙とほと

んど同じことを書いています。

次にそのときに、島判官は誰と仕事をしにきたかを調べてみようと思います。レジュメでは「同行者」としています。部下だけではないので、同行者としています。それが資料②③④です。

資料②は、高見沢権之丞の『札幌御開拓記』で、札幌で仕事をしている人たちの名前を記しています。島判官を含めて全部で11人分の名前を書いています。

実際に本当に札幌に来ていた人のようです。それも、日付までは確定できませんが、12月の初めか半ば頃に札幌にいた人たちのようです。

資料③は深谷の昔話としていますが、深谷鉄三郎という人が札幌に関する昔話を明治31年7月から数十回にわたって新聞に連載しました。その取材をしたのは、新聞記者なのか、深谷が自分で売り込んだのかはわかりません。私の予測としては、『北海道史』や『札幌沿革史』に関わって歴史研究をしている河野常吉や『札幌区史』を編纂執筆した伊藤正三が、聞き取りをしてまとめて新聞に載せたのではなかろうかと思っています。今は、『さっぽろの昔話』という本の中に翻刻されています。

そういう昔話が数十回新聞に載ります。それには建設をはじめたばかりの札幌について移住者・職業・事件など様々なことが語られています。『札幌区史』を執筆した伊藤正三はそれをかなり利用しています。その中に島判官と一緒に仕事をした人たちの名前が連ねてあります。

さらに、④は、開拓使の公式の書類で、明治2年の『職員録』です。なぜかわかりませんが、札幌についても、石狩についても、島判官の名前はありませぬ。札幌と石狩は同じことだろうと思い、一緒に名簿を載せてあります。職階ごとに名前を載せてありますが、これぐらいの人たちが部下として島と一緒に来た人たちだと思います。一緒といっても、同時に銭函に着いたわけではなくて、少しおくれて着いたグループもいます。阿部さんなど

資料②③④

②高見沢権之丞『札幌御開拓記』

明治2年12月御掛扣

島判官

営繕掛：平山権大主典、富岡少主典、阿部少主典、平田使掌、平野使掌、手代権之丞

金穀掛：野村権少主典、田中使掌

牧馬掛：川口大主典、桑島少主典

③深谷の昔話

判官が島義勇、大主典で豊平向うの開墾掛長石山、庶務兼金穀掛長が十文字大主典、庶務掛平山権大主典、営繕掛で富岡、阿部の両少主典、新道掛で林、長尾の両少主典、金穀掛で野村少主典、庶務で楠本権少主典、開墾掛で荒井使掌、営繕掛で平田使掌、営繕兼庶務で鈴木、平野の両使部（河野常吉編『さっぽろの昔話 明治編下』昭和53年刊 みやま書房）

④『職員録』道文144（二重下線は居たはずの人、波線は上記と同じ人、黒太線は居ない人）

石狩：大主典：十文字龍助

石狩：権大主典：小貫雄五郎直和、平岡彦右衛門、黒沢伝之丞（勇弘詰）、二等醫師平掃一

石狩：少主典：林復太郎、林幸吉郎、桑島文蔵、野村伊助、小山房一郎、三等医師齋藤龍安少主典次席

石狩：史生：大和田教衛、飯原善兵衛

石狩：使掌：山本晋之助、荒井好太郎、山県立右衛門

石狩：等外付属：飯田保太郎、西村嘉右衛門、菊池金之助、小坂徳蔵、大西文左衛門、島山萬吉、高島甚三郎、佐々木貫蔵、横山喜蔵

札幌：少主典：長尾良之助、川辺正太郎、阿部米象

札幌：権少主典：川田使掌

札幌：使掌：平田貞治、藤沢外記、荒井龍三

札幌：使部：平野起作、山田陽助、鈴木平三郎

札幌：等外付属助：吉松静三郎、宇都野第次郎

は11月の初めに着いています。

そこに注意事項で、二重下線はいたはずの人、波線は上の二つの資料と同じ人の場合つけてあります。黒い太線は、このときは絶対に札幌にはいない人です。まだ不明確な人もいますが、わかっている分は線を引きました。

絶対にいなかった人だけをご説明します。3行目の右のほうに黒沢伝之丞という人がいます。この人は、島判官がいる時代は勇払に詰めている人です。勇払に詰めているということは、島判官は西地詰になるのですが、勇払のほうは東地と言いますが、そちらの中核になる人です。勇払は根室など奥地との中継基地になっていて、その主任官が黒沢です。この人は、明治3年6月まで勇払詰で、6月から小樽詰にかわります。島判官がいるときには石狩や札幌には絶対にいない人ですが、明治2年の『職員録』には黒沢は石狩詰として名簿に載っています。この『職員録』の表紙には「明治二年」「巳十一月」と書かれています。どの時点のものなのかわかりません。2年から3年にかけての『職員録』というように感じています。石狩詰の判官のところには島判官がいていいはずですが、ありません。島判官が札幌を去った後と考えると、明治3年2月10日以降の『職員録』ということになり、それだと明治2年の『職員録』という話もおかしいので、明治2年の『職員録』としては、信憑性は余り高くありません。

実は、島判官が函館に着いたときの届け出には、同行者が上下12人となっていました。自分の家族や家来を含めると12人一緒に来ているのです。函館を立てて札幌へ来るときには上下3人という書かれた資料もあります。島判官は奥さんと子どもも連れてきたことになっていますので、3人のうちの2人は奥さんと子どもで、あと1人家来を連れてきたのだらうと思います。

開拓使の役人の多くは、自分の家族や家来を連れてきているたようです。開拓使の意図としては、なるべく札幌に定住させたいので、家族連れを奨励していました。そのため、おそらくは実際に札幌とか銭函あたりまで来た人たちは、この職員録の数倍の人数ということになります。後で出てきますが、島の書簡には上下七、八十人ぐらいの人数が来ていたと言っています（資料⑤）。

これらの人たちが島判官の手足になって、銭函でも札幌でもいろいろなところを動き回って仕事をするということになります。

その島判官や部下たちが札幌、石狩に来たころはどんな経済状況であったかの話をしようと思います。政治状況の話だと兵部省とのあつれきがあったという話になりますが、そちらは次回以降にしようと思っています。

札幌の周辺の経済状況がどのような状況になっているかを資料⑤⑥⑦を見てみましょう。

資料⑤と⑥は、先ほどの資料①と同じ書簡の違う部分です。松浦と岩村宛書簡の中に、「兵乱後諸場所備米等少シモ無之其上北国辺ヨリノ廻米モ無之処降伏人等莫太ノ人員入込候義ニ付必至ト諸人難渋致シ居候折柄ニテ僅当役々上下七八拾人ノ食料スラ差支候処（戊

辰戦争後の諸場所の備え米などが少しもない状態である。さらに北国からの回米もないところに会津降伏人たち

など多人数の人員が入り込んできて結局皆が難しい状態となっている状況下に開拓使の役人や家族・家来たち7、80人の食料でさえ不足している」という状況を伝えています。

資料⑤⑥

⑤明治2年10月23日付松浦判官岩村権判官宛島従四位書簡

(前略) 兵乱後諸場所備米等少シモ無之其上北国辺ヨリノ廻米モ無之処降伏人等莫太ノ人員入込候儀ニ付必至ト諸人難洩致シ居候折柄ニテ僅当役々上下七八拾人ノ食料スラ差支候処御用廻米モ未夕着船不致且諸職人等給料総テ金ヨリハ米ヲ以主ト致シ候風習ニ付尚更如何共可致様モ無之甚当感罷在候御推察可被下條 (後略) (『開拓使公文録』道文05482)

⑥明治2年10月29日付岩倉具視宛島義勇書簡

(前略) 兼而伺濟之通札輒辺江官舎并役邸等取建開拓之御基礎早速相立候心得に御座候処兵乱後諸場所備米等少しも無之其上北国辺より之廻米も無之処降伏人等莫大之人員入込候儀に付必至と諸人難洩致し居候折柄に而僅に当役員上下七拾人余之食料すら差支候処御用廻米も未夕着船不致且諸職人等給料総而正米ならては相弁不申如何共可致様も無之甚当感罷在候 (後略) (史籍協会叢書『岩倉具視関係文書』四)

兵乱後というのは、慶応4年から明治元年にかけて続いていた戦争は、最後の函館戦争が明治2年5月18日に榎本武揚たちが降伏して終了しました。それらの最中には、いわゆる経済的な活動がなかなかできなくて、当時、本州、特に北陸地方から北前船が北海道のいろいろな地域と交易をします。そのときに本州の物資を運んできて蝦夷地の人々に売っているのですが、その活動ができなかったということです。備え米と言うのは、その当時、特に海岸線の漁場でアイヌの人たちや和人の漁民たちが働かされる場所は人が集まるところなので、緊急用の米を備えておきます。その緊急用の米もなくなっているという状況をしらせています。

それから、「北国辺ヨリノ廻米モ無」というのは、北前船が来なかったという話です。それに加えて、「降伏人等莫太ノ人員入込」というのは、戊辰戦争の中で会津での戦いでは、多くの捕虜がうまれます。兵部省はその捕虜（会津降伏人）を蝦夷地へ移して、開拓をしようと計画します。石狩・発寒・小樽内に入植させることにしました。その決定は2月で、いろいろ準備をして、6月にはその人たちを蝦夷地へ送り込みます。それを現地で担当した大友亀太郎と佐々木長左衛門らは当別へ入植させようとしたようです。

資料⑤と⑥は、そこへ入植する前の書簡のようです。結局、米がない地域状況の中に人口が急に増えてきて、さらに自分たち開拓使の役人7、80人が入ってきて、食料が不足していると言っているわけです。

その次に、「御用廻米モ未夕着船不致」とあるのは、島判官たちが東京を出発するときに石狩へ米を送り込む算段をしています。ほぼ同じ頃に品川を出発した昇平丸という船に函館銭函用の米を1,500俵を乗せてたという資料もあります。

ところが、その船は大変な航海をします。一旦太平洋に出た後、犬吠岬ぐらいまで行った後に風に流されて伊豆半島の西方まで流され、そのため船が壊れたので修理します。その最中、乗組員たちは伊豆の行楽地へ行ってくつろいでいます。その後、やっと函館に着くのが10月24日で、さらに石狩へ向かおうとします。10月頃から風が変わって、冬の風になると先へ進めず、松前に行く前に押し流されて函館のほうへもどされたり、下北半島のほうに流されたり、そのためまた船が壊れては修理してということを繰り返しました。最

最終的に12月に函館を出帆したときには、やっと戻ってこないから石狩へ行ったのではないかという、函館の担当者から札幌へ連絡が来ました。しかし1月26日に上ノ国の沖合で沈没してしまいました。昇平丸は石狩へ着きませんでした。結局、石狩経営のために必要だと思っていた米が届かなかったということです。

さらに、「諸職人等給料総テ金ヨリハ米ヲ以主ト致シ風習」とあるのは、職人たちが給料をもらうときにお金ではなく米でもらうようにしているということです。札幌のような開拓地や街がないような地域は、商業も発達していないため商店にあたるような施設もなく、給料としてお金をもらっても何の役にも立ちません。お米があれば、食べ物がなくなったら、それを食べたりするでしょうし、周辺に住んでいる人と物々交換で物を手に入れることもできます。そのため給料としてお米をもらっているのです。

島判官が札幌に来たこの2年のときは、流通している食料は足りないし、給料分の米も足りないという状況になっているということです。それで、島判官はいろいろ苦勞することになります。⑥番の資料は、先ほどと同じで岩倉具視の書簡ですが、ほとんど同じことが書いてあるので、読みません。

石狩の状況はこんな状況だということがわかりました。実はそれに加えて、明治2年というのは大凶作の年なのです。それが資料⑦で、『太政官日誌』と言う今で言う『官報』に当たるような公報で、国で決めたことや法律や国の人事などが『太政官日誌』に搭載されます。明治2年10月27日の布告に大凶作であるという事情を記しています。

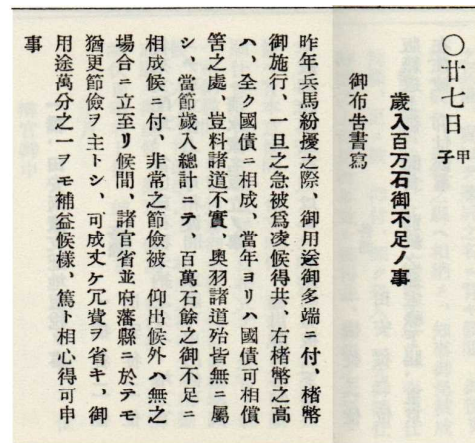
凶作のため政府の収入が100万石減少するため、戦争中に金を使い過ぎて国債で処理したために明治2年からはその償還がはじまるので各省庁で節約するように、という布告です。その4行目に「豈料諸道不實」とあります。「不實」というのは実らずという意味で、凶作のことです。「豈料」というのは、この場面では予想外にぐらいでしょうか。「諸道」は五畿七道のことで、8月15日に北海道も入るので、五畿八道になり、全国ということです。簡単に言うと、全国的に不作だったために収入が少なくなったので儉約しなさいという指令です。

ということは、全国的に凶作による米などの不足で、北海道ではさらに函館戦争の影響で米不足で、その状況下に石狩に会津降伏人たちが入ってきて、それに加えて開拓使の役人たちが入ってきて、給料にも食料にも困っている状況になっているわけです。それが島判官が札幌でまちづくりを始めたときの状況です。

2. 豊平開墾

島判官が函館から石狩（銭函・札幌）に着いてから最初にどのようなことをしたのかは、

資料⑦



なかなかわからなかったです。それで本府の建設より先に進んでいたらしい事業としては豊平開墾があるので、それを紹介します。

資料⑧は『石狩大府指図』という島判官が本府建設した際の計画図と思われる図面です。これは、『札幌市史 政治行政編』という昭和28年に刊行された札幌市の歴史書からコピーしてきました。

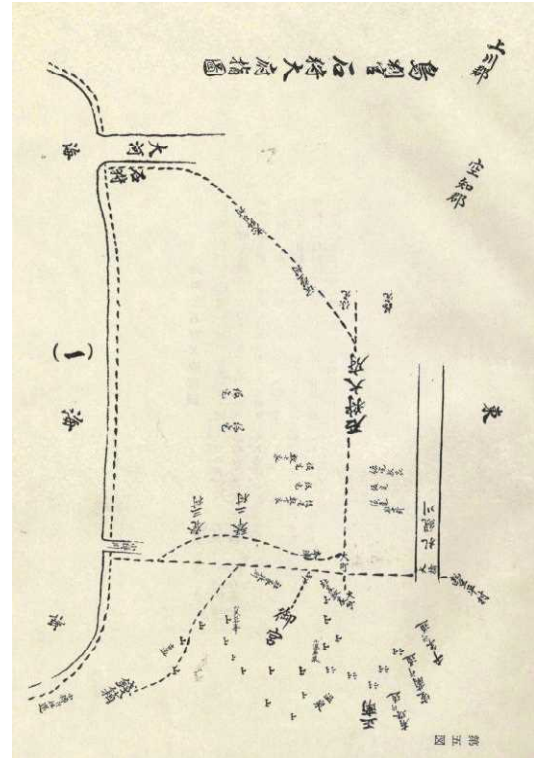
私は社会科の先生ですから、地図はなるべく北が上になるように置きます。そのため中心となる石狩大府の文字は逆さに書かれています。この原本と思われるものは北海道大学附属図書館が所蔵しています。この図を解説することはたくさんありますが、周辺の村々との関係についてお話しします。

現在の札幌の中心部に島判官は役所まちをつくろうとしており、その周辺に村を置いています。当時、幕末から琴似と発寒と篠路と今は東区の札幌村が農業開墾を始めていました。発寒、琴似、篠路は安政4、5年から開拓を始めていますし、東区の札幌村は慶応2年から開拓しています。そのような幕末に開かれた農村のそばに役所まちをつくろうとしたということです。作物（主に食料）をつくる村とそれを消費するまちという経済関係をつくろうとしたのだらうと評価しています。その地図の中に「豊平村」と書いてあります。月寒街道沿いに移民が入植して豊平村と命名されるのは明治6年ですから、その豊平村とは別の豊平村の名が記載されていることとなります。

島判官は、本府の建設を開始した直後、東北・北陸地方に移民を募集するため部下を派遣します。その新たな移

民たちをここに入れようとしたのだらうと予測できます。開拓前の地域です。開拓前に準備をするということで、豊平開墾という事業を始めたのだらうと推測できます。次いで資料⑨は、役人の名前を連ねた先ほども引用した深谷鉄三郎の昔話の中に、島義勇の後に「大主典で豊平向この開墾掛長石山」と書かれています。昔話の中で石山さんの名前が出てくるのはここ

資料⑧『札幌市史』掲載の「石狩大府指図」



資料⑨⑩

⑨深谷の昔話

当地へ赴任になったのは判官が島義勇、大主典で豊平向この開墾掛長石山、庶務兼金穀掛長が十文字大主典、庶務掛平山権大主典、営繕掛で富岡、阿部の両少主典、新道掛で林、長尾の両少主典、金穀掛で野村少主典、庶務で楠本権少主典、開墾掛で荒井使掌、営繕掛で平田使掌、営繕兼庶務で鈴木、平野の両使部、都合十四名であった。…請負人が権少主典を拜命し、又会津から逃れて来た士族が二十名程拜命した。後に警部長になった辰野さん初め川田、柳瀬、一柳等の諸氏は皆この会津の連中です。(河野常吉編『さっぽろの昔話 明治編下』昭和53年刊 みやま書房)

⑩豊平開墾関係史料

明治3年11月黒沢権大主典報告書

札幌郡之内豊平昨日年十月下旬島判官在職中同所開墾之義石山大主典江委任被致右入用金として八百五拾両玄米四斗八升五合入拾五俵御渡相成同所江石山大主典楠元権少主典藤沢使掌荒井使掌平田使掌出張夫々開墾手配罷在候処(後略) (『管内往復留』道文230)

だけです。豊平開墾に関係しそうな言葉もこれだけです。「掛長」という言葉から推測されるのは、豊平開墾の責任者だったということでしょう。その辺の裏づけが次の資料⑩です。

この豊平開墾は途中でやめてしまいます。しかし主に会計上の問題が起こりそれらに関わった役人たちの調査をします。その報告書が資料⑩で豊平開墾の様子が多少わかります。

「札幌郡之内豊平昨巳年十月下旬島判官在職中同所開墾之義石山大主典江委任被致（札幌郡のうち豊平で昨巳年10月下旬の島判官が在職中に豊平開墾事業を石山大主典に任された）」とあります。豊平開墾の掛長に石山大主典がなっているということです。、「右入用金として八百五拾両玄米四斗八升五合入拾五俵御渡相成同所江（その費用として850両玄米4斗8升5合入15俵を渡し）」、豊平へ「石山大主典楠元権少主典藤沢使掌荒井使掌平田使掌出張夫々開墾手配罷在候処（石山大主典他4人が出張してそれぞれ開墾の手配をした）」とあります。開拓の仕事はこの資金と5人の役人で進めていたことが報告され、豊平開墾という事業が行われていたことがわかりました。

事業の内容は、豊平開墾という言葉から開墾事業だろうと思いますが、その会計報告である豊平開墾の決算表をみても、山夫頭取へ山入りのための費用、大工棟梁に職人同行のための費用、札幌から豊平までなどの諸物資運送代などが計上されています。

例えば、山夫たちの仕事に関することは、おそらく柚夫のことと思われるから、木を切り出してきて、製材までしたのでしょう。もしそうであるなら農家建築用の木材切り出

資料⑩豊平開墾決算表

| 月日 | 金額 | 記事、但書き、付札など |
|------------------------------------|----------|--|
| 10・18 | 350両 | 於石狩本陣に諸品買入札幌江相廻候に付荒井使掌藤沢使掌江相渡し 立合 楠元権少主典 |
| 10・21 | 200両 | 於銭両諸色買上仕入方金に平田使掌并楠元権少主典右兩人江相渡す 但小樽内買上物 |
| 10・23 | 300両 | 札幌官員役宅建て方之義に付於銭両金穀掛より石山大主典受取 |
| 合金 | 850両(朱書) | |
| 内 此取 | | |
| 10・20 | 60両 | 山夫頭取平三郎小方山入に付頭取平三郎江荒井使掌藤沢使掌より相渡す |
| 11・2 | 15両 | 製作部百姓代源吉草刈人足其外沢産漬物仕入金に相渡す 立合 楠元権少主典并平田使掌 (付札)此仕分掌刈方何程にて沢産何程に候也 |
| 11・3 | 5両 | 大工棟梁辰五郎職人召速度義に付貸渡 立合 楠元権少主典 |
| 11・4 | 1両 | 山夫世話役藤吉頭取平三郎運参に付石狩へ差出す雑用金に相渡す 立合 楠元権少主典 |
| 11・3 | 8両3分 | 札幌より豊平迄運送諸掛同所百姓代宅四郎度々に相渡す 立合 楠元権少主典(付札)此仕分石狩より御仕入物 |
| 11・4 | 1両 | 同札幌より豊平迄御買上物運送到付百姓代宅四郎承りに相渡す 立合 平田使掌 |
| 11・3 | 3分 | 銭両より小樽内御買上物運送到付人馬賃相払 但し米一升遣す 馬追なり 立合 藤沢使掌 |
| 11・晦 | 2両 | 札幌開墾場場に有之候諸色運送方不埒明且シノロ村両出役に付藤沢使掌え御入用より差出相渡す |
| 11・6 | 1分 | シノロ村御用運清太郎鍛冶木挽山夫等其外場所案内為候候に付謝金に御入用より遣す 但し暹日船に而石狩へ下り候節開墾に付御入用事 |
| 小計 | 93両3分 | |
| 差引残 | 756両1分 | |
| その外 | 15両 | ハツサフ村百姓額吉名主長之助たくわん其外御仕入代内渡し (付札)右十五両巴九拾三兩三分之内に凡入居候、何故此江出合金に調候也 |
| 合金 | 108両3分 | |
| (以下付札) | | |
| 内 | 850両 | |
| | 93両3分 | 買受到付札 |
| | 110両3分3朱 | 小樽御買上物代 |
| | 永31文 | |
| | 276両2分1朱 | 御仕入れ物大分 |
| | 永29文3歩 | |
| 〆 | 481両1分 | |
| | 永90文3歩 | |
| 850両之内569両3分91文6歩の遣込何れの處々にて其數に相成候故 | | |
| 3・25 | 280両 | 石山より判官殿返納分 |
| | 永158文2歩 | |

1:決算が不明確であるため(案)とした。
2:「巳十一月 諸請払附込 豊平金穀掛」『明治二年書類』(道文153)より作成。

*豊平開墾関係開拓使公文書

- ①「巳十一月 諸請払附込 豊平金穀掛」『明治二年書類』(道文153)
- ②「明治二巳巳年十月 御入用扣 豊平役所」(同)
- ③「御仕入品 直段附 豊平分」(同)
- ④「明治二巳巳歳十月 山夫諸品額受扣 豊平御役所」(同)
- ⑤「十一月二日取調 小樽内より御買上之仕訳帳 札幌詰」『明治二年書類』(道文151)

しということになるでしょう。大工への支払いは家屋建築のことでしょう。運送費は主に札幌からの諸物資や札幌にある材料などの運送でしょうか。開墾事業へ向けての出費と考えると以上のようなことは推察できます。本当にどうかというと確証まではとれません。

杣夫や人夫たちが購入したものは、会計表の下に記している豊平開墾に関する資料群のうち「御入用扣」や「御仕入品」などでわかります。それらを見ると、縄をたくさん購入していますし、汁椀などの什器の他酒やたばこなどを購入しています。これらが開墾などのためのものかというとはやはり確証は持てません。しかし、豊平開墾という言葉、豊平向こうの開墾掛長という言葉なども合わせ考えると、農民を入れて開拓をすすめるための下準備をしようとしたと言っても間違いではないでしょう。

この頃、会計の不祥事が多くていろいろ調べています。その一つとしてこの豊平開墾も調査され石山大主典が主任官で楠本権少主典らも関係していたことなどがわかりました。資料⑩は、豊平開墾の会計精算ができないので、調べた結果を報告したものでした。

先ほど登場した、島判官のときには絶対札幌にいなかったと申し上げた黒沢権大主典という人が小樽詰になっているときに調査しました。最初の書簡資料⑩-1は、岩村判官と杉浦権判官宛ですから、小樽から函館に送った報告です。函館は長官も在勤し、この当時は函館が本府の役割を果た

資料⑩-1

⑩豊平開墾をめぐる問題

明治3年11月30日岩村判官杉浦権判官宛黒沢権大主典書簡

以手紙申上候然ハ札幌郡豊平開墾地御入用金精算難相立次第建言書并ニ一件書類袋入差上申候間至当ノ御詮議有御座度奉存候依而此段得貴意候也

明治3年11月黒沢権大主典報告書

(前略) 兼而石山大主典請取候金穀共同人より小貫権大主典監督命ヲ以立会山田大主典へ引渡候趣然処右金穀即今諸私精算之上当小樽金穀掛江可差出旨相違候処引継之書類ニ而ハ精調難出来義ニ付小貫権大主典着之上於函館表御札問被成下候様仕度旨札幌開墾掛より申出候則同掛より之書状并豊平一件書類入袋老つ平田使掌より之申立書類とも相添申上候条右場所江関係仕候者不分明廉も有之候ニ付一同御呼出至当御沙汰有御座度此段申上候也 (後略)

しています。その中に、「札幌郡豊平開墾地御入用金精算難相立次第建言書」という題名となっています。「精算難相立次第」というのは、計算が合わないということです。

先ほどの表はその証拠品です。

そのことを簡単に見てみますと、例えば、ここに「発作部百姓代源吉草刈人足其外」として、たくわん漬を買ったらしいのです。しかし一旦決算を終わった後、もう一回、「その外」として源吉からのたくわん購入を計上しています。付け札にすでに書かれているのに何故また計上されているかと指摘されています。点検者から見ると重複して計上されていると見えたのでしょう。このようなことを調べて黒沢権大主典が11月になって函館に報告したのです。その調査の最中に、先ほどの豊平開墾にかかわった人たちに手紙を送って、お金の精算はどうしたのかということを聞いています。それらの関係書類を「同掛より之書状并豊平一件書類入袋」として函館に送ったようです。

資料⑩-2の11月23日付平田使掌宛の黒沢権大主典書簡や資料⑩-3の5月18日荒井使掌平田使掌宛石山大主典書簡にその辺の事情がいろいろ書いてあります。

「金穀懸山田大主典」が精算を受けて確認して、お金や物を受け取る立場です。ところが、その後がそのお金や物資の行方がわからなくなっているというのが、結論です。この

豊平開墾精算の話は、最終的な結論はわかりません。その報告書があるだけで、最終的に誰かが払ったのかなどはわかりません。とにかく島判官が村をつくろうとして、移民を募集して入植させようと始めた豊平開墾ですが、それにかかわった部下たちがミスをしてしまいました。

このように、この精算ができないことは、これ以外にもいろいろありますが、このときの会計担当は山田大主典でしたが、この後、十文字龍介が会計担当になるようです。彼は、4年8月に開拓使

を罷免されますが、5年になっても札幌に残されます。自分が担当した時期の会計精算が全然できなくて、5年になっても札幌に残されてまだ精算をやっていました。島義勇が見かねて次官となっていた黒田清隆に、もう十文字は年寄で大変だから誰か若い人にかえてやってほしいという手紙を送ったりしています（『明治5年7月黒田清隆宛島義勇書簡』北大図複写所蔵）。各事業毎の会計精算ができないということについて厳しかったようです。

この山田の事ですが、単純に云うと函館から銭函迄来る最中に400両を紛失してしまいました。そのため島判官は仕事の仕方について、資料⑩-4によると「山田大主典儀金穀取扱方ニ付勤方不宜ノミナラス勤柄遊女等旅宿江呼寄兵部省江相對し候而も醜聲相聞候程ニ付」という評価をしています。

島判官が札幌にいる間に兵部省とあつれきがあったということになっています。その対応をこの山田がしたようで兵部省と交渉の最中に遊女を同行し醜声を発しているということです。醜声を発するというのは酒を飲んで奇声を発しているという程度でしょうが、それ以上にエロチックな話かもしれません。その兵部省とのあつれきの話も、私はこの人がかかわったからこじれたのではないかと推測しています。結局、この人が関わると、お金がなくなったり、精算ができない帳簿だったりということが起こっていたのです。

資料⑩-2

明治3年11月23日黒沢権大主典宛平田使掌

豊平金穀遺訳并書類一件御札ニ付奉申上候書付

昨巳年十月中豊平ニ詰合罷在候処同年十一月中豊平開墾御廃止一統引払相成候ニ付金穀書類とも懸り石山大主典より札幌金穀掛り江引渡漏ニ而同人儀江差表江罷越候事と存候処当年四月中私儀上川郡より罷帰り候処右豊平金穀遺訳不分明之趣ニ付秋吉元大主典札幌出張中并十文字大主典より掛合有之候得共豊平詰合中元より金穀江関係不仕外事入足差配方専務ニ致し居候間金穀之儀ニ付私江御尋御座候とも元より不取敢儀ニ候得は右之趣相答候然ル処宛ニ角右書類精書致し呉儀様秋吉并十文字両人より申開徒ニ任セ精書致し候迄ニ而金穀之儀は更ニ関係不仕候然ル処私儀札幌表江引揚候硯豊平表江残り有之候用度品山田元大主典其儘封印致し右品札幌江運送相成候迄富岡元少主典并私両人ニ而相心得候様被申付候節用度諸品并人足調書とも四五冊預り置候処是又残り品札幌江不残運送致し私儀札幌江引揚候後右書類も不残金穀掛り江引渡し候儀ニ御座候且金穀之儀ハ大主典少主典ニ而取扱候様島元判官殿之命ニ有之私儀元より不取扱金穀之一件御札御座候処誠ニ当惑之次第ニ御座候尚前件之儀ニ付当年四月中石山大主典江掛合及候ニ付別紙之返書到來致し候間則別紙石山より之返書写添而奉差上候間此段篇と御汲察被成下度奉存候右御札ニ付此段御答奉申上候以上

資料⑩-3

明治3年5月18日付荒井使掌平田使掌宛石山大主典書簡

四月廿二日出之御用状五月十五日相達し致し披見候陳は豊平金穀之遺訳仕訳不分明之趣且諸入用帳并於石狩小樽ニ御買上品証書共無之旨小樽金穀掛より貴様方へ判然と迷惑之義被申越右ニ付豊平開墾方被廢更ニ江差へ海官所御取建之義拙者江被命最是迄之書類残金等札幌丸小屋へ持参可致嶋判官公之命令ニ付拙者補元権少主典両人ニ而同所御入用諸請私書類仕訳残金共金穀懸山田大主典江引渡し立合監督小貫権大主典且御買上品共前同人山田大主典江引渡し同人見分濟是等は平田使掌も可相心得事終而豊平金穀掛補元権少主典拙者両判を以テ銭箱金穀懸山田大主典被引渡相濟候後今更諸書類無之ニ付貴様方へ迷惑之儀且而無之筈万一御不審廉有之候ハ一同呼出し御吟味可受旨判然ト可被相答也時過而書類等無之之尋之義ハ不得其意其段有之儘返答可被致事若又小樽金穀より拙者方へ申越候ハ山田大主典御呼出しニ無之而ハ証拠無之不都合之儀と存候最又監督小貫権大主典粗々相心得可被申其辺も貴様方御心得有之度候右当節海官所御用多端ニ付前文不分明之義貴様方ニ決而無之事ニ候間返答如斯候也
〔管内往復録』道文230)

先ほど言ったように、山田は銭函まで来る最中に400両を行方不明にしました。その責任をとらせるため、立ち会ったときのメンバーがほかに4人いて、その4人で清算させるという処理にしました。参考資料にあるように、山田は責任者として400両のうち160両を支払い、権大主典が70両、少主典2人が60両ずつで合わせて120両、権少主典が50両を支払わせることにしました。豊平開墾も山田が関わったため、会計精算が出来なかったということのようです。

参考資料の最初にあるのが、山田大主典についての島判官の評価です。「婦女子同様暗愚自由之進退」という言い方をしています。愚かで自分の責任をとらないという意味です。よほど責任感のない人だったようです。

山田一太夫については、この後、古賀一郎という人が推薦してこの職につけたようです。私が先年中央図書館で講演をしたときに、古賀一郎がどのような人物か分からないという話をしたのですが、その時、聞きに来ていた方が調べてくれて、古賀一郎は佐賀の人で、国学の学者のようです。また、山田は、この後、関東の小さな県で県知事の下で参事になったのですが、短期間でやめています。やはり、能力がなかったのでしょう。

山田は豊平開墾という事業とは直接関係ないようですが、会計精算がうまくいかなかったことになりました。もしかすると、精算がうまくいかなかったためにこの事業の痕跡が残ったことになりました。おかげで島判官が行った事業の一端を知ることが出来ました。島判官にとっては自分の事業に味噌をつけた山田ですが、自分のやった功績を残してくれた人物になってしまいました。これが歴史のおもしろさなのでしょう。

豊平開墾中止の事情は次の資料⑫です。

それは「同十一月中旬御模様替ニ相成」とあります。政策変更や機構改革があり、「官員一同諸郡江詰替被申付」というのです。石山大主典の場合は江差で、「江刺海官所詰」になり、北

資料⑪-4

参考 山田大主典のこと
 明治2年12月20日十文字大主典宛島義勇書簡
 (前略) 山田大主典又々一応東京江帰り瘡毒致養生再度当府江罷出度と之事表向願事は兄江差出置候段態度従者当地江差出演説相成候誠以に婦女子同様暗愚自由之進退申迄も無御座候 (中略) 然るに同人馬鹿なる油断より大切なる官金四百両も及紛失勘定違ひ敷奸曲敷事未タ分明も不致此之一条に而も免職可有之 (後略) (『十文字家文書』道文)

明治2年12月30日松浦判官岩村権判官宛島義勇書簡
 以御用状致啓上候陳は山田大主典儀金取扱方ニ付勤方不宜ノミナラス勤柄遊女等旅宿江呼寄兵部省江相対し候而も醜聲相聞候程ニ付則職務方差免候
 (後略) (『開拓使公文録』道文5702)

明治3年12月10日付函館金穀掛宛札幌詰書簡
 以手紙申進候陳は去已冬中元大主典山田市太夫御用金七万兩取扱中四百兩不足相立候ニ付其折立携候者五人ニ而弁金致し候訳ニ相成り右市太夫金百六拾兩外夫々割合ヲ以差出候処其内小貫権大主典分金七拾兩未タ差出懸りニ相成居候今般同人方道中より其表ヨリ引返ニ相成候趣ニ付急便ヲ以申進候条御請取相成度尤も右弁金之義小貫羽越行出発之砌山田江申入置赴も有之由ニは候得共員数割合之義は相納候折之扣為念御廻し申候間同人江も披見相成候様致し度候
 右可得御意如此ニ候也
 (中略)

| | |
|--------|----------------|
| 一金四百兩 | 元大主典山田市太夫 |
| 内金百六拾兩 | 権大主典 |
| 同 七拾兩 | 少主典式人 |
| 同百貳拾兩 | 権少主典 |
| 同 五拾兩 | (『管内往復留』道文230) |

資料⑫

⑫明治3年11月黒沢権大主典報告書 (前出)
 札幌郡之内豊平昨巳年十月下旬島判官在職中同所開墾之義石山大主典江委任被致 (中略) 同十一月中旬御模様替ニ相成官員一同諸郡江詰替被申付其節石山大主典江刺海官所詰被命権元権少主典岩内石炭山詰被命藤沢使掌荒井使掌銭函詰平田使掌札幌詰被命何レも夫々御分配相成 (後略) (『管内往復留』道文230)

海道から物資を船で運び出すときに税金をかけるのですが、その徴収をする海官所詰大主典になり、楠元権大主典は、岩内石炭山詰になります。岩内石炭山とは、いわゆる茅沼炭鉱です。今は岩内というよりは泊になるようです。藤沢使掌と荒井使掌は錢函詰、平田使掌は札幌詰となり、豊平開墾を担当していた役人たちは皆、違う仕事につかされて、事業は終わってしまったということです。

3、島判官はどこから見渡したか？

次いで、札幌のどこに本庁をつくるか、どこに街づくりをするか、札幌といっても札幌郡という広さで考えると結構な広さです。今の札幌市で考えても、昔の札幌区で考えても、それなりの広さがあります。どこに本庁をつくって、それを中心にした役所街をつくろうとしたのかを考えます。先ほどの『石狩大府指図』の場所は、いつ誰が決めたかを調べていこうと思います。

札幌に関する歴史書には『札幌区史』や『札幌市史』がありますが、それにはどのような記述になっているか見てみます。歴史研究の立場の見方は、昔話とは違い、様々な史料の検討のうえで叙述されています。

まず資料⑬の『札幌区史』では、新道掛が林少主典、長尾少主典、宮繕掛が富岡少主典、阿部少主典の4名が札幌に先に来たという言い方をしています。経営着手とは、本府経営ないしは本府建設経営という意味になる

のだろうと思います。本府というのは、狭い意味では本庁という建物を指しますが、広い意味ではそこを含んだ町を指します。この記述の場合は両方を含めていると思います。この4人が先発として札幌に来て、「吉田茂八の獵宅に宿し」とありますから、豊平川の西側にいた吉田茂八の獵宅に宿泊しています。吉田の本宅とは別に獵をするための家を持っていたのかもしれませんが。吉田茂八の家のことがそこまで詳しく載っているものがないので、それ以上詳しいことは言えません。「志村鐵一を嚮導となし」とは志村を案内人に行っているということ。『札幌区史』では「円山岡」に「コタンベツ」というルビを振っています。そこに上って札幌の地形を視察し、今の大通西4丁目に仮小屋を建てて事務所としたと続いていきます。

島判官が本府建設地を決めて工事を始めたという意味は、管理監督者、指示者としての意味です。実際には、部下たちが来て位置を決めて準備をして、伺をして決めていったということ。ただ、ここに本庁を建設していいですかという伺の書類は残念ながら見つ

資料⑬

⑬『札幌区史』明治44年刊

経営着手の順序は、先づ新道掛林、長尾両少主典及宮繕掛富岡、阿部両少主典の四名先発として札幌に來り、吉田茂八の獵宅に宿し、志村鐵一を嚮導となし、円山岡に上りて札幌の地形を視察し、今の南大通西四丁目に仮小屋を建て、事務所と爲し、(後略)

『札幌市史 政治行政編』(昭和28年刊)

島判官一行中の林・長岡両主典は新道掛、富岡・阿部両主典は宮繕掛として直ちに札幌に入り、吉田茂八宅を宿とし、志村鐵一・早山清太郎を案内役として、今の円山神社近くの岡に上りて札幌の地形を視察した。その結果、これより東約一里の地に本府庁舎を建築することとし、差当り今の南大通西四丁目に仮小屋を建てて、これを事務所にすることとした。かくて島判官は翌月十日札幌に到着し、直ちに本府のなわ張りを行って、十一、十二の二日間にこれを終った。

かっていません。もしかすると口頭だけでの伺で口頭での決裁だったのかもしれませんが。

本当は、この4人が最初に札幌本府建設地を決めたという言い方も間違いではないということです。その中に吉田や志村もふくめて実際に土地を選定したのは、この人たちということになります。

『札幌市史』は、この区史から50年近くたってつくっているものですが、同様に4人の少主典が来て、吉田茂八の家を宿としていて、猟宅とは言っていません。さらに志村鐵一に加えて早山清太郎も案内役になっています。これは、早山清太郎の業績が知られるようになってきて加えられたようです。そして当時の円山神社（北海道神宮）近くの丘に上って札幌の地形を視察したとしています。区史ではコタンベツ（円山岡）に登って地形を見たとしていましたが、市史は円山神社の近くの丘から視察したとありますから、そこがコタンベツと考えて記述しています。その結果、そこから東約一里の地に本府庁舎を建設することとし、差し当たり、大通西4丁目に仮小屋を建てて、その後、本府建設がはじまります。場所を決めたときの話は、この7人が関わっていたとしています。4人の役人ともともと札幌にいた人たちの案内で建設場所を決めたという記述の仕方をしています。

資料⑭に、島判官が自分で詠んだ詩があります。最後の一行に「他日五州第一都」とあります。その前に「四通八達」すればと条件的なことを詠み、土地がいいところである等と詠っています。

こういう詩を詠っているため、今の札幌市役所本庁舎の1階ロビーにある島判官像はどこかを遠望している格好をしています。この詩に合わせた姿形を描いているわけです。

これらの元になった資料は、何度も登場してくる深谷の話です。深谷の話には、やっぱり4人の役人が登場していますが、茂八の小屋を宿にすることは同じ話ですが、この話を根拠として区史や市史が書かれています。

札幌本府建設の始まりは、「今の丸山神社のある所をコタンベツとって志村鐵一と申す者に教えてもらって、この丸山から一里の所に府を建てるといふことにきまって地割を

資料⑭

⑭島判官の詩

将開府相地石狩国札幌郡中賦以祝

| | |
|---------|----------------|
| 河水遠流山峙隅 | 河水遠く流れて山隅に峙つ。 |
| 平原千里地膏腴 | 平原千里地は膏腴。 |
| 四通八達宜開府 | 四通八達宜しく府を開くべし。 |
| 他日五洲第一都 | 他日五洲第一の都。 |

（将に府を開かんとし、地を石狩国札幌郡中に相す。賦して以て祝る。

遠く河水がゆるやかに流れ、一方の隅に山がそびえてある。ひろびろとした平原が千里の彼方まで続き地味は豊かである。北海道の各地へ道を通じるに便利であり、まさに首府をおくのに最適である。いつの日か、おそらく世界第一の大都になるであろう。以上原文は漢文である。原本は北海道大学附属図書館蔵『島義勇 北海道紀行詩』。読みと意味は北海道神宮奉賛会発行の『島義勇漢詩集 北海道紀行』上田三三生。）

深谷の話

その時分は開拓使は正四位の判官島義勇という方で、大抵判官は従四位ときまっていたものですが、この方だけは正四位でした。それでこの方はその時分、銭函の本陣にいたのが最初にお出になったのは少主典で林、富岡、長尾、阿部の四名でその内の林と長尾が新道掛で営繕が阿部と富岡です。

この四名が豊平に猟師としていた吉田茂八の小屋へ参って、ここを宿に致して地割を始めたので、その初まりというものは、今の丸山神社のある所をコタンベツとって志村鐵一と申す者に教えてもらって、この丸山から一里の所に府を建てるといふことにきまって地割を始めた。

しかるにその時分の地図にはりっぱに書いてあったのですが、どこを測って見ても谷地ばかりで府を建てようという所がない。それで吉田茂八と、本村に在住していた函館奉行堀織部正の随行員の大工職の福原亀吉という者を案内にして、四名の少主典は毎日々々測量して歩いてようやく今の製麻会社の処へ、府を建てることになったのです。やはりこれとても谷地に係らないとはいえないので、半分は谷地に係ることになったのです。（河野常吉編『さっぽろの昔話 明治編下』昭和53年刊 みやま書房）

始めた」といっています。志村鉄一が登場していますが、区史は、このまま書いてあるということですが、

先ほどのコタンベツがどこかというところ、神社のあるところとなっています。丸山神社というのは、今の北海道神宮のことです。北海道神宮は、以前は札幌神社と言っていたのですが、できた後しばらくは円山村にあったため円山神社とも呼ばれていました。正式な名称は札幌神社でしたが、開拓使の公文書の中にも円山神社と出てきます。

コタンベツというのは、今の神社のあるところですが、それは、ポイントだけなのか、あの辺一帯のエリアになるのか、はっきりしません。神宮のある辺一帯の丘を指すのでしょうか。あそこの丘も見方によっては、例えば円山公園の地下鉄駅から外へ出て、南大通を西へ進むと少しずつ高くなって円山公園の門があって、そこから神宮や動物園へ向かって少しずつ高くなっていきますが、多少フラットな所があって、その南側には坂下グラウンド、北側には岩村通俊が立って公園の入り口を見えています。さらにそこから一段上がると、第三鳥居や北海道神社庁があり、北へ向かって桜の林、第二鳥居があり、その南奥に神宮本殿があります。それ全体の2段分全体を指すのか、1段下だけなのか、1段上だけを指すのかははっきりわかりません。それ全体を指していると言ってもいいでしょうし、神社のある上のほうの段だけだろうと言ってもいいのかもしれませんが。どちらにしても、あの丘あたりだということになります。

本府建設地選定のためにそこへ行ったのは、深谷の話では部下の4人で、島判官はいなかったのです。やっぱり島判官の詩があるから、このコタンベツから遠望したという話につながっていったのだらうと思います。そこから一里のところ、府を建てるという事にした起点となるのは、創成橋の辺りから北へ創成川を挟んだ両側のあたりです。そして本府を建てようとしたのは、「今の製麻会社の処へ、府を建てることになった」ということから、北六〜八条辺りで、創成川を挟んで両側に本府の敷地300間四方の地に決めました。しかし実際に、選ぶときに谷地ばかりでなかなか建てられないと言っています。この場所も、谷地にかからないとは言えなくて、半分は谷地だったということになっています。谷地というのは湿地帯のことです。

JR函館本線は、札幌扇状地の一番縁を通っていて、それより北側は湿地帯になると言われています。今だと地面を掘ると泥炭地になっているところもあるそうです。それでも、全面が湿地帯なわけではなくて、伏古川沿いは氾濫原が広がっていて地面になっていますし、発寒川や琴似川でも伏古川ほどではないですが、周りが若干地面になっているところがありますが、札幌の北方は大体が湿地帯であったと言われております。

東区と北区は住宅地となっていますが、東区の伏古川沿いはいいのですが、それ以外のところは人が住むようなところではなかったといってもいいと思います。

例えば、篠路の早山清太郎が住んだところは伏古川のすぐ脇ですが、そのようなところしか拓く場所がなかったとも言えます。アイヌ民族の琴似又市が住んでいたところも杓子琴似川のすぐ脇と言われておりますし、幕末の在住による発寒村の開墾は、今の発寒神社の辺

りでやはり川の側です。湿地帯の中で川のそばは、それなりに土砂がたまるところのよう
 ですから、開拓地としては一番最初に目が行くところにだったようです。釧路湿原を空か
 ら見るシーンがよくテレビで放映されますが、川筋の周りは木が生えており、川と川の
 間で木々に囲まれたところは草が生えているだけのように見えます。木が生えているとこ
 ろは地面があり、草が生えているところは湿地が深いところのようです。釧路湿原ほど水
 が多かったかどうかはわかりませんが、それに近いのが線路より北側だったようです。

札幌の本府をつくる場所を決めるときの資料は、この二つしかありません。

今度は誰が選定し、
 いつ決めたかというこ
 とを先ほどの昔話とは
 違う資料を示しながら
 考察しましょう。資料
 ⑮は、20数年前に『札
 幌市史 第2巻通史2』
 で札幌本府建設を書く
 ときに使った資料メモ
 です。『御金遣払帳』
 と言い島判官がいる時
 代の出納帳簿から本府
 の選定や建設にかかわ
 ると思われる項目を拾
 ったものです。

この資料は新札幌市
 史編纂時に見つけ出さ
 れてきて、資料として
 集めてきたものです。
 先ほども登場した十文
 字龍介が会計担当とし
 て出納にあたっていた
 ときの帳簿です。先ほ
 どお話ししたように、
 自分が携わった時の会

計精算ができなかったため札幌に残されていましたが、結局精算できないまま関係資料を
 持って出身の宮城県へ帰ったようです。その後、子孫の方が引き継いでいたようです。今
 は道立文書館に寄贈され『十文字家文書』として所蔵されています。

その資料の中に『御金遣払帳』があり、本府の選定や建設にかかわる項目を拾ってメモ

資料⑮

| date | no. |
|--------|--|
| 3.3.2 | E11.14~11.19 銭函・本府間と唐付復旅費 平山大主典へ払 |
| | E11.14 銭函→本府出張 } 旅費 野村少主典へ払 |
| | 4.1.7 本府→銭函出張 } |
| 3.3.17 | 3.3.7~3.11 小樽へ出張 (札幌より)(5日付唐付) 十文字大主典へ払 |
| | 同上 野村少主典へ払 |
| | 同上 川田権少主典へ払 |
| 3.3.20 | 小樽出張旅費 平山大主典へ払 |
| 3.4.9 | E11.14~12.27 銭函・本府間往復 回数旅費 平山大主典へ払 |
| 3.4.14 | E12.3 島判官 銭函から本府へ引越旅費不分明 川田少主典へ払 |
| | E11.14 運府地所見分より 銭函から札幌出張旅費 徳田徳次郎へ払 |
| 3.4.17 | E10.15~11.2 石狩・小樽 本府引越旅費不分明 川田少主典へ払 |
| 3.4.22 | E11.14 銭函から札幌へ出張 } (4日分) 1馬賃 野村少主典へ払 |
| | 4.7.7 札幌から銭函へ出張 } |
| | E12.5~12.13 銭函・本府間から札幌へ引越お旅費代 附島介津野筆次郎へ払 |
| 3.5.3 | E10.22 銭函から札幌へ引越 旅費(2日) 林少主典へ払 |
| 3.5.12 | E11.27~3.1.20 札幌 唐付復 唐付分 荒井使等へ払 |
| 3.5.12 | E10.19 銭函→小樽出張 } 野村少主典へ払 |
| | 4.1.23 札幌→銭函出張 } |
| | 4.2.11 札幌→小樽出張 } |
| | 4.3.7 札幌→小樽出張 } |
| | E11.9 本府地所見分より 銭函から札幌 } 十文字大主典へ払 |
| | E12.14 札幌築地運使御用付 銭函から札幌 } |
| | 4.1.21 同上 銭函から札幌 } |
| 3.5.3 | E12.7 札幌旅 平田権大主典へ払 |
| | E12.11~12.14 札幌→銭函出張) |
| | 4.6.9~ 札幌→銭函出張) |
| | E11.27~11.29 札幌→銭函出張) |
| | 4.6.9~ 札幌→銭函出張) |
| | 4.1.21 銭函→札幌出張 29日同所付 十文字大主典 |
| 3.9.7 | E10月20日 銭函着 20~28日 3日唐付 幸吉少主典 |
| 3.10.4 | 4月 上り出張 (3.16~17.24) 田村権少主典 |
| 3.11.9 | E12.2~4.2.24 小樽出張 唐付 倉本使等へ |

したものです。左の項目は、お金を払った日で、真ん中が事業の日とその内容、右が支払った相手です。支払った金額は省略してあります。もしより詳しくお知りになりたい場合は『新札幌市史 第6巻』に翻刻してあります。

このときは事業終了後ないしは一段落まではその担当者が自腹を切って支払い、その後会計担当へ報告して精算するということをしていたようです。役人たちは、自分の資金を持って歩いていて、必要があったらそこから払って、後で精算するという形のようなようです。

支払いの日付ではなく事業のメモにある日付を見ていきます。表の真ん中辺ぐらいに富岡復起少主典の行動ですが、「巳10. 14～19 建府地所見分のため銭函から札幌出張旅費」という項目があります。この富岡が建府地所の見分を行ったということです。先ほどの4人の少主典の一人が富岡ですから、この人がしたことはこの旅費支出でわかりました。このことから深谷の話も正しいことを反映している部分があることを示しています。残念ながら4人全員分がこのように出てきませんでした。富岡に関してはこのように確実性の高い資料で確認できました。富岡が4人の中の会計担当として処理していた可能性もあります。また、本府地見分の費用は、11月9日に十文字大主典が本府地所見分として銭函から札幌へ出張しています。この二つから、10月14～19日頃に4人でいろいろ探しまわり、さらに最後に決めるために十文字大主典が、恐らく島判官も11月9日頃に、多少のずれは出来るかもしれませんが、銭函から札幌へ出張して検分したことはかなり高い確度の推測が出来ます。

誰が本府地の選定をし、それはいつかというのは以上のように史資料に基づいて考察し推察できます。何月何日と決めるのは、こういう資料からは難しく、何とか幅をつけながら決めてきました。

『札幌市史』にあるとおり、11月10日に島判官が札幌へ来て場所を決定し、11、12日で縄張りをしたありました。その後、14日に建築開始と言われていますが、その推察も上記の資料から無理ない推察と言えらると思います。

11月14日については、11月14日に平山大主典が銭函を往復しています。野村少主典も同様です。この11月14日が何か事業の変化が起こったように類推できます。そのため、14日に建設開始したというのは、かなり確度が高い話になってきます。

次は、神社のほうの話をしようと思います。

神社も、場所を決めたことに関しては資料がそれほどあるわけではなくて、一つは、資料⑩の島判官の詩です。この詩では、北東よりは少し北側を向いています。三面が山に囲まれていて一面だけ北方へ開けているという様子などを詠っております。

それらについて深谷の昔話では、丸山社地の見分は、早山と三角定山が案内者としています。「三角定山」とは美泉定山のことで。これは、「みいす(ず)み」と読ませて、定山の苗字は美泉(みいずみ)の当て字にしたのでしょう。吉田茂八と黒岩大二郎(不明)が同行し、富岡、阿部、長尾、林、平田、平野6人の役人たちと、深谷も入って見分し、早山と使部となった三角が神社掛となったと言っています。彼らが神社地の選定に関わり、

詩によると島判官も同行しています。最終決定は資料⑰-1にあるように島判官と西村貞陽大主典(他にもいた可能性はあります)が相談して行ったようです。

島判官が決めた札幌神社の場所ですが、この後3年の末まで問題を引づります。島判官が東京へ召還されたあと、7月に札幌本府の建設は一旦中断します。11月になって、西村貞陽権監事、広川大主典、八木下謙八が、4

年から本府建設を再開しようという提案をします。それが幹部の同意を得た後、まだ函館にいる最中に、また3人で札幌へ赴任してからの経営の仕方に関して方針伺をします。資料⑰-1の方針伺の中に神社の位置について「御神鏡安置所モ余リ御手薄ニ相見候ニ付最前島元判官ト相談致シ置候山手ノ社地ニ先以本殿丈ケ是亦早春建方仕候ト奉存候（御神鏡の安置所（当時北5東1辺に一宮を設けていた）が粗末なので以前に島判官と相談して決めた山手に先本殿だけ早春に建設したい）」とあります。西村権監事は島判官在勤中に札幌に来ていたので、その時に相談して決めたのでしょう。山手のところ

ですからコタンベツと言われた現在の神宮の位置のことです。

ところが、その場所については、「御神鏡安置所之儀ハ相応ノ地所相撰今一応可相伺（御神鏡の安置場所は相応の場所を選んでもう一度伺うべき）」という指令が出ます。島判官が決めたところではないところにしなさいという指示です。これは、まだ函館にいるときの方針伺と指示で、この後、西村権監事は11月30日に函館から札幌に到着します（『新札幌市史』第6巻史料集1の「十文字龍助関係文書」中の「日記」明治3年12月30日の項）。

資料⑱

⑱島判官の詩

将創営北海道新大社、携富岡阿部両少主典早山使掌等、以相社地、得之府下西南三十丁外、小芙蓉峰小瀑布泉間。賦一絶、以記奇異。蓋早山熟知傍近山川者、即我北海道主人也。

| | |
|----------|-----------------|
| 三面山田一面開。 | 三面は山田みて一面は開く。 |
| 清溪四繞二層堆。 | 清溪は四繞す二層の堆。 |
| 山溪位置豈偶爾 | 山溪の位置豈に偶爾ならんや、 |
| 天造応期社地来 | 天造応に社地を期せしなるべし。 |

(まさに北海道の新大社を創営すべく、富岡、阿部両少主典、早山使掌等を伴ひ、社地にふさわしい土地をたづね、これを石狩府のほとり西南三十丁の外、美しい小山と小さな滝と泉の間に見つけ得た。絶句一首を作り、この神異をしるす。思ふに使掌の早山清太郎は、近傍の山川の地形をまことによく知ってをる者であり、すなはち私にとっては北海道の主である。

三面は美しい山が囲み、一方が平野に向って拓けてゐる。清らかな溪流が二重の丘をめぐっている。この地形はまさしく北海道新大社が鎮座ましますに相応のところであり、山や谷の位置が偶然からなつたものとは、どうしても思はれない。造化の神が、新大社の創営を期して天地開闢以来用意されてゐた土地にちがひないのである。以上原文は漢文である。原本は北海道大学附属図書館蔵『島義勇 北海道紀行詩』。読みと意味は北海道神宮奉賛会発行の『島義勇漢詩集 北海道紀行』上田三三生。)

深谷の話

丸山の社地検分に参りました者は、早山清太郎と三角定山が先達で、吉田茂八、黒岩大二郎、富岡少主典、阿部少主典、長尾少主典、林少主典、平田使司、平野使部その他私共で参りまして、神社掛には早山が使司に、三角が使部に拝命して尽力しました。(河野常吉編『さっぽろの昔話 明治編下』昭和53年刊 みやま書房)

資料⑰-1, 2

⑰明治3年12月西村権監事広川大主典八木下大主典伺

札幌表御用取扱向等伺書

(略)

一判官邸ニ当テ切組相成居候建家一式ノ材木雪解次第本庁ノ地床へ相建可申且御神鏡安置所モ余リ御手薄ニ相見候ニ付最前島元判官ト相談致シ置候山手ノ社地ニ先以本殿丈ケ是亦早春建方仕候方ト奉存候事 (略)

(指令) ハケ条 判官邸ニ可取建御神鏡安置所之儀ハ相応ノ地所相撰今一応可相伺其餘伺之通候事 (略)

明治3年12月西村権監事伺

(略)

一社地ノ儀最前丸山ノ麓見立相成居候場所本庁ヨリ西ニ当リ距離二十六丁錢函往還ヨリ拾三丁別図面欠ノ通ニ有之今日ニヨソ少シ遠キ様相覚候得共後來盛大御開府候儀ニ候得ハ不相応ノ地所共不相見候間右丸山ノ下へ御建立可然ト存候事 (略)

(指令) 可為伺之通事 (『府県史料』国立公文書館)

到着して現地視察をした上で、いろいろなことについてまた方針伺いを出します。それが資料⑰-2です。

ちなみに、⑰-1の日付が12月になっています。『府県史料』という資料群の中にある『北海道史料』にある日付です。この伺の原本は、今、行方不明です。写しが『本庁往復』（道文1903-60）中に残っていますが、それには11月になっています。中身を見る限り、札幌の地をまだ見ていない内容で函館にいるときに出していると考えられますので、この「12月」ではなく「11月」の誤りです。先ほど言ったように、11月30日に札幌に着いていますので、12月に函館で書くということはありません。

西村権監事は函館で方針を伺って指示を受け、札幌へ来て現地を見た上でもう一度方針伺を出します。それには「社地ノ儀最前丸山ノ麓見立相成居候場所本庁ヨリ西ニ当リ距離三十六丁銭函往還ヨリ拾三丁（社地については以前円山の麓に決めていた場所は本庁建設地から西方の36町離れていて、銭函への道路からは13町離れている）」のところとしています。「図面ノ通」とありますが図面が欠けています。「別図面欠ノ通ニ有之今日ニコソ少シ遠キ様相覚候得共後來盛大御開府候儀ニ候得ハ不相応ノ地所共不相見候間右丸山ノ下へ御建立可燃ト存候事（別図（欠けているが）のとおりで今は少し遠いところと感じますが、将来盛大に本府を開くと不相応とは思われぬので、円山の麓に建設することが良いと思います）」と、島判官と決めた円山の麓を再度提案します。そして伺のとおりと指示されます。現地を見た上での方針伺はオーケーが出たということになります。その辺で、円山がどこかを地図と写真で考えてみようと思います。

資料⑰-3の絵図面は、明治7年に神社が伺を建てたときに描いた絵です。原本は北海道神宮が所蔵しています。図中右端に見える上下の直線は北一条通で、それが方向を変えたところに第2鳥居があり、そこから本殿へ参道が延びているという絵図です。この絵図面で見ると「麓」は本殿の背後にある山の麓という意味になると思います。

ところが、この絵図には、図の右端上方に「円山」とあるのです。この場所は沢が一本入ってさらに西に当たりますから今の三角山のことで、背後の山が今の神社山になるのでしょうか。第2鳥居から本殿の方を見ると、本殿の上に山が見えます。今はその辺りは交通の激しい道路になっているため道路を挟んで北側から見なければいけませんが、そこから見ると、ちょうど鳥居の上ぐらいのところにぽこんと山が見えます。それが神社山です。

資料⑰-3明治7年12月札幌神社図



円山の麓と書いてあったのですが、古い図面を見ると神社山の麓になっています。その辺をもう少し資料を出して解析していこうと思います。

資料⑰-4は、昭和初めのころの写真です。中央上方へ延びているのが北2条通で、左端はグランドホテルで、右手中央部に見える屋根が道議会です。西のほうを見ている写真ですが、右手背後に見える三角にとがっている山が三角山です。しかし左側にも同様にとがった山があります。実は、私は勘違いしてしまっていて、この山が神社山とっていました。今回、この講演をするために似たような写真を探し出して調べて間違いだと気づきました。

資料⑰-4昭和初めの北2条通



資料⑰-5は、昭和26年頃の創成川沿いの西1丁目にあった消防の望楼の上から写した写真です。中央上に向かって延びているのが大通です。右が三角山で、左

資料⑰-5昭和26年望楼より西方



の円山の背後にとがった山が見えています。この写真を以前見たときも、これが神社山だと思いました。ところが、プロジェクターで拡大したこの画像ではぼやけてよく見えませんが、生写真だと何となくわかるのですが、実はこの山の手前に小さいとんがりがあるのを最近見付けました。

資料⑰-6はさらに時代が進んで空の上から見られるようになってきました。背後の手稲山などから連なる山地群の手前に右端が三角山で、中央に大倉山シャンツェが見え、その左に沢があって神社

資料⑰-6札幌中心部西方



山と誤解していたとがった山が見え、その手前に市街地のすぐ脇の円山との間に小さなとんがりが見えます。先の2枚の写真ではよく見えなかったのですが、この写真でははっきりと山があることがわかりました。野球場や陸上競技場も見えますから神社の位置も概ねわかります。山の斜面からみて神社は新たに見つかった山の麓ということになります。そして位置関係から見てもこの山が神社山ということになります。

資料⑰-7も詳しく見てみましたが、残念ながらよく見えませんでした。それでも三角山

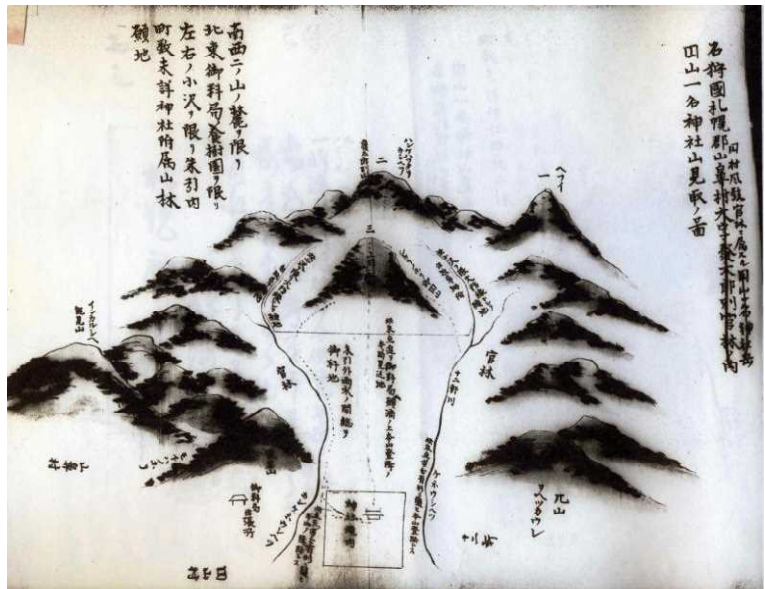
や以前神社山と勘違いしていた山は見えます。その左手前に神社山が見え、その手前が円山です。これはJ Rタワーから撮ったものです。

資料⑰-7平成28年JRタワーから西方



違う資料をもう一度見直してみました。資料⑰-8は、北海道神宮が持っている資料で「石狩国札幌郡円山村風致官林ニ属スル円山一名神社山見取図」（北海道神宮所蔵『公布公達第二号』）という図面で神社の附属山林を広げようとした願書に添付されていた図面です。これは20年前から知っていた資料です。私は、本来の神社山より後ろにある背の高いほうの山を神社山だと誤解をしていました。そのため最近まで全然気がつかなかったのですが、今回、改めてこの地図を見直

資料⑰-8明治29年頃の神社山見取図



してみますと新たなこともわかりました。手前左側が今の円山ですが、藻岩山と記されています。昔、円山は藻岩山と言われていたからです。その左脇がインカルシペと記された今の藻岩山です。右手前が「兀山」とも記されていますが「ヲベッカウシ」と記していますから、今の三角山です。さらに神社の背後には「シカリノボリ御円山」と記している山が描かれています。この山が「円山一名神社山」となります。この図面ですと三角山や円山とは沢があって神社とは分離した地形になっているのがよくわかります。逆に神社山の麓というのが円山の麓のことであるということがはっきりわかってきました。

さらに、三角山の上方で神社山の右上に「ヘフィ」と記されている山があることに気づきました。「ヘフィ」というのは、エプイとも記される日本語の地名にしたときに円山になることが多いそうです。札幌だけではなくて他の場所にもエプイやエフィと呼ばれる地形があるそうです。平野の端にぽこんとふくらんだ山だそうです。そういう意味では、円山や三角山は明らかに山の裾野にあって、ぽこんととんがって見えます。先ほど写真で見てきた神社山と勘違いをしていた山もほぼ同様で、それがヘフィと呼ばれていたようですが奥三角山と言うのだそうです（山田秀三『札幌のアイヌ地名を尋ねて』昭和40年刊）。

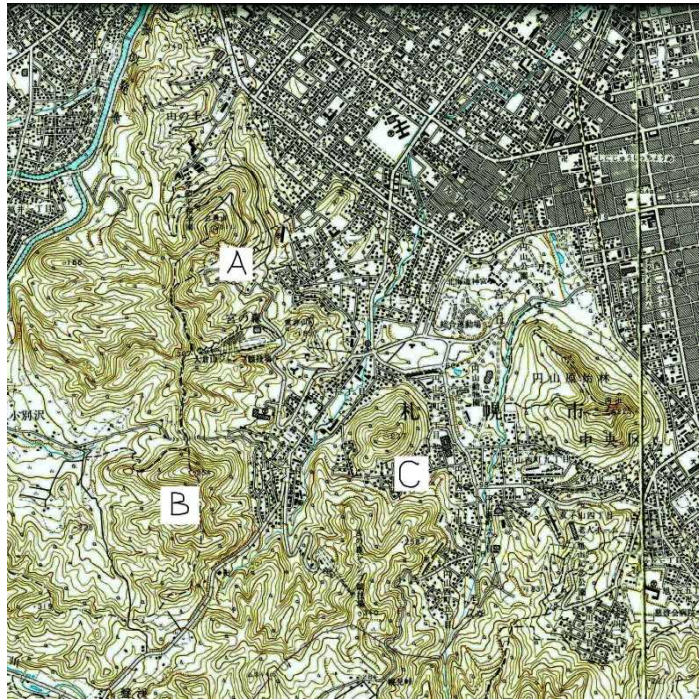
資料⑰-6の写真に戻って見ますと、右に三角山、左に奥三角山があって、手前に神社山ということがやっとわかってきました。

資料⑰-9は最近の地形図です。

神社、円山、神社山（図中のC）、三角山（図中のA）、奥三角山（図中のB）の位置関係がよくわかります。等高線のあり方を見ると、確かに似た山の形に見えます。多少角ばった同心円的に等高線が描かれ円錐型や角錐型の山形に見えるでしょう。神社山、三角山、奥三角山の三つが似ています。地形図からもそんなことがわかります。

このように考えてみると、島判官たちが考えていた円山は神社山のこと、恐らく、昔はアイヌ語でエプイまたはエフイと呼ばれていた

資料⑰-9



のでしょう。三角山については、明治の初めの『札幌沿革史』（明治30年刊）では「發寒円山」と表現されていますから、「ハッシュアエプイ」だったのだらうと思います。神社山のほうが若干奥にあるため本府側から見たときに三角山と混同されるようなことがあったかもしれません。地名研究家であった山田秀三は『札幌のアイヌ地名を尋ねて』で林頭三の『北海誌料』にある「市街地に最も接近してエプイという山あり。其山麓に神霊を祭る。是れ即ち札幌神社なり」の記述を挙げて円山との混同と解釈していますが、三角山との混同もとれます。神社山が特別な位置づけになっている絵図面もありました。札幌神社（北海道神宮）は、この神社山の麓を想定されて建てられたということがはっきりしたと思います。

島判官が石狩・札幌で行ったことを見て来ました。島判官はもっといろいろなことをしています。今回はそれらをお話したいと思います。

○司会（菱田） 榎本先生、ありがとうございました。

せっかくの機会ですので、幾つか質問がありましたら受け付けたいと思います。

○フロア 豊平の開墾の場所はどこですか。

○榎本 場所ははっきりわからないのです。絵図面的なものもなく、唯一の資料が『石狩大府指図』中に豊平川の東側に「豊平村」と書いてあるだけです。

○フロア 今の豊平のあたりと考えればいいのでしょうか。

○榎本 あの辺のどこかというくらいです。

○フロア わかりました。ありがとうございました。

○司会（菱田） ほかにご質問のある方はいらっしゃいますか。

○フロア 貴重なご講演をどうもありがとうございました。

素朴な疑問ですけれども、ご講演の中で、幾つかの資料の中に島判官の名前があるべきはずなのになかったというお話がありました。

○榎本 明治2年の『職員録』のことです。島判官の名前も載っているはずなのに載っていないということですか。

○フロア はい。これは、後に島判官が反乱の首謀者として刑死された、そこで公文書から名前が消されたという可能性はあるのでしょうか。

○榎本 そういうことはないと思います。明治2年の『職員録』は、名前を記した名札が各地域ごとに貼ってあるものです。そのため、140年や150年たっているうちにはがれ落ちたのだらうと思います。反乱云々ということで過去にさかのぼって名前を消していくことはしていないようです。

◎閉 会

○司会（菱田） それでは、予定の時間を過ぎましたので、ここで質問を締め切らせていただきますが、榎本先生はまだこの会場におられますので、個人的に質問していただけます。

最後に、アンケートを書いていただいて、受け付けに出していただければと思います。

また、傘などのお忘れ物にご注意ください。

本日は、たくさんのご参加をありがとうございました。

以 上

*お詫び

講演当日は、右に示したレジюмеに基づいて、2回の講演会を予定して話を始めました。しかし準備の段階から参考にする史資料が多く錯綜し、さらに今まで誤解していたことなどもわかり、実際の講演会では、話や資料が多くなったため3章迄しか進めませんでした。会場ではその続きは後日するということでお詫びしました。しかし5月末に予定している講演会では、単に続きを話すということではなく、やはり4章以降を再編成して臨みたいと思っています。このようなことは演者である榎本の実力のなさや視野の狭さによるものです。次回は更に勉強と研究を進めて臨みたいと思いません。ご容赦下さい。 榎本洋介

| 札幌での島判官 | | 2017年11月11日 札幌市公文書館榎本洋介 |
|------------------------------------|---|----------------------------|
| 1、東京から札幌へ | | |
| 10月12日 銭函着 | | ① |
| 同行者 | | ②③ |
| 石狩（札幌の周辺）の状況 | | ④⑤⑥⑦ |
| 2、豊平開墾 | | |
| 豊平開墾とは？ | | ⑧⑨⑩ |
| 豊平開墾の起こした問題 | | ⑪ |
| なぜ途中で終わったか？ | | ⑫ |
| 開拓使の模様替え 江差海開所や岩内石炭山などへ派遣 | | |
| 3、島判官はどこから見晴らしたか？ -本府建設地と社地建設地の選定- | | |
| 本府地選定をしたのは、何時、誰が？ | | ⑬⑭⑮ |
| コタンベツはどこ？ | | |
| 神社地を選定したのは、何時、誰が？ | | ⑯⑰ |
| 4、本府建設開始と島判官の札幌移住 | | |
| 札幌本府の建設開始は何時？ | | ⑱ |
| 11月10日雪の中を銭函から札幌へ、11日12日に縄張り | ？ | |
| 札幌村の犬友亀太郎の役宅を北1西1に建築開始 | ？ | |
| 石狩（札幌）本府の開府は何時？ | | ⑲⑳㉑㉒ |
| 『開拓使事業報告』では「銭函仮役所」から「小樽仮役所」 | | |
| 以下は次回（2018年5月頃予定） | | |
| 5、兵部省との関係 | | |
| 6、場所請負人らの招集と処置 | | |
| 長官からの指示 | | |
| 場所の支配人招集と場所請負人らの招集 | | |
| 7、西村たちの大阪派遣、小賢たちの東北北陸派遣 | | |
| 8、島判官の権限 | | |
| 海開所の設置 | | |
| 場所請負人の処置 | | |
| 資金調達 | | |